資料34－1

ウェブサイトにおけるベストプラクティスの確保のための論点（案）

ウェブサイトにおけるベストプラクティスの確保のための論点（案）

「ICT サービスの利用を巡る諸問題に対する利用環境整備に関する報告書」（2025年9月 ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会）（抜粋）

利用者情報に関するワーキンググループ

第3章　今後の検討課題

2 今後の検討の方向性

従来、SPSI はスマートフォンのアプリを通じて収集される利用者情報に焦点を当てており、ウェブサイトの外部送信に関してウェブサイト運営者が取り組むことが望ましい事項の記載はない。なお、電気通信事業法における外部送信規律は、スマートフォンのアプリに係る外部送信のみならず、ウェブサイトに係る外部送信も規律の対象としている。他方、ウェブサイトは、OS 事業者やアプリストア提供者による審査がない等、アプリとは構造が異なる上、中小企業や個人によるものも含め、日本におけるウェブサイトの数も相当数あると考えられ、法律に明確に規定されている事項を超えて、現在の SPSI の広範な事項をそのままウェブサイト運営者に求めることには実効性の観点を含め様々な課題があると考えられる。

外部送信を含むウェブサイトの課題について、ウェブサイト運営者に対してどのような形でベストプラクティスを確保していくか、今後の課題として、SPSI との関係も含めて、速やかに検討を行うことが適当である。

検討の視点

ウェブサイトについては、上記に鑑み、現行の規律を遵守できているかについてまず把握した上で、ベストプラクティスを検討すべきではないか。

論点（案）

1．　外部送信規律の遵守状況

- ○　ウェブサイト運営者は外部送信規律をどの程度遵守できているか。アプリと比較して差があるか。
- ○　ウェブサイト運営者が外部送信規律を遵守するにあたって具体的に課題があるか。

2．　外部送信規律を超えて求めるベストプラクティス

- ○　外部送信規律を超えて、ウェブサイト運営者に求めるベストプラクティスはどのようなものが考えられるか。
- ○　ウェブサイト運営者に求めるベストプラクティスをどこに規定するか（SPSIかそれ以外か）。

想定スケジュール

	2025年（令和7年）	2026年（令和８年）						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	夏以降
利用環境研究会								アウトプット案の報告 → 意見募集（1か月） → アウトプットの確定
利用者情報WG	第34回 12/24		第35回 1/30予定	○	○	○	○	・・・

概ね月1回程度のペースで議論

- 第34回 12/24：
  - ・論点案
  - ・委託事業者発表①（外部送信規律の遵守状況等）
- 第35回 1/30予定：
  - ・委託事業者発表②（ベストプラクティス等）
  - ・有識者ヒアリング

（参考）外部送信規律

概要

● 電気通信役務の信頼性を確保する観点から、電気通信事業法第27条の12により電気通信事業者又は第３号事業を営む者（※）が利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信サービスを提供する際に、**利用者に関する情報を外部送信をする指令を利用者に送信する場合、**あらかじめ、**利用者に確認の機会**（送信される利用者情報の内容等を通知・公表等）**を付与**。

（※）電気通信回線設備を持たず、他人の通信を媒介しない事業者

<ウェブサイト>

<アプリ>

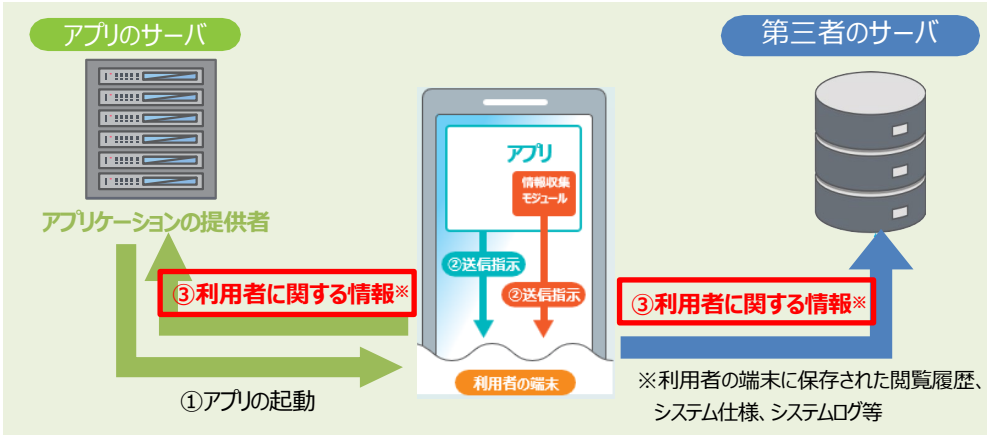

対象者

「利用者の利益に及ぼす**影響が少なくない電気通信役務**」を提供する**電気通信事業者又は第3号事業を営む者**

○ メッセージ媒介サービス（メールサービス等）、SNS、検索サービス、ホームページ（ニュース配信サイト、オンラインショッピングモール等）の運営　等

× ホームページの運営
（自社商品等のオンライン販売、企業等のホームページ運営・個人ブログ）

通知又は公表

方法

- 日本語での平易な表現による記載、適切な文字サイズでの表示、容易にアクセスできるようにする。
- ポップアップによる通知やトップページ等での公表など、利用者が認識し理解しやすい形で表示する。

内容

- 送信される利用者に関する情報の内容
- 当該情報の送信先となる電気通信設備を用いて取り扱う者の氏名・名称
- 送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

（参考） SPSIにおけるウェブサイトの取扱い

○ SPSIの現行の範囲は下図点線のとおりであり、ウェブサイトにおける利用者情報の取扱いは対象外。

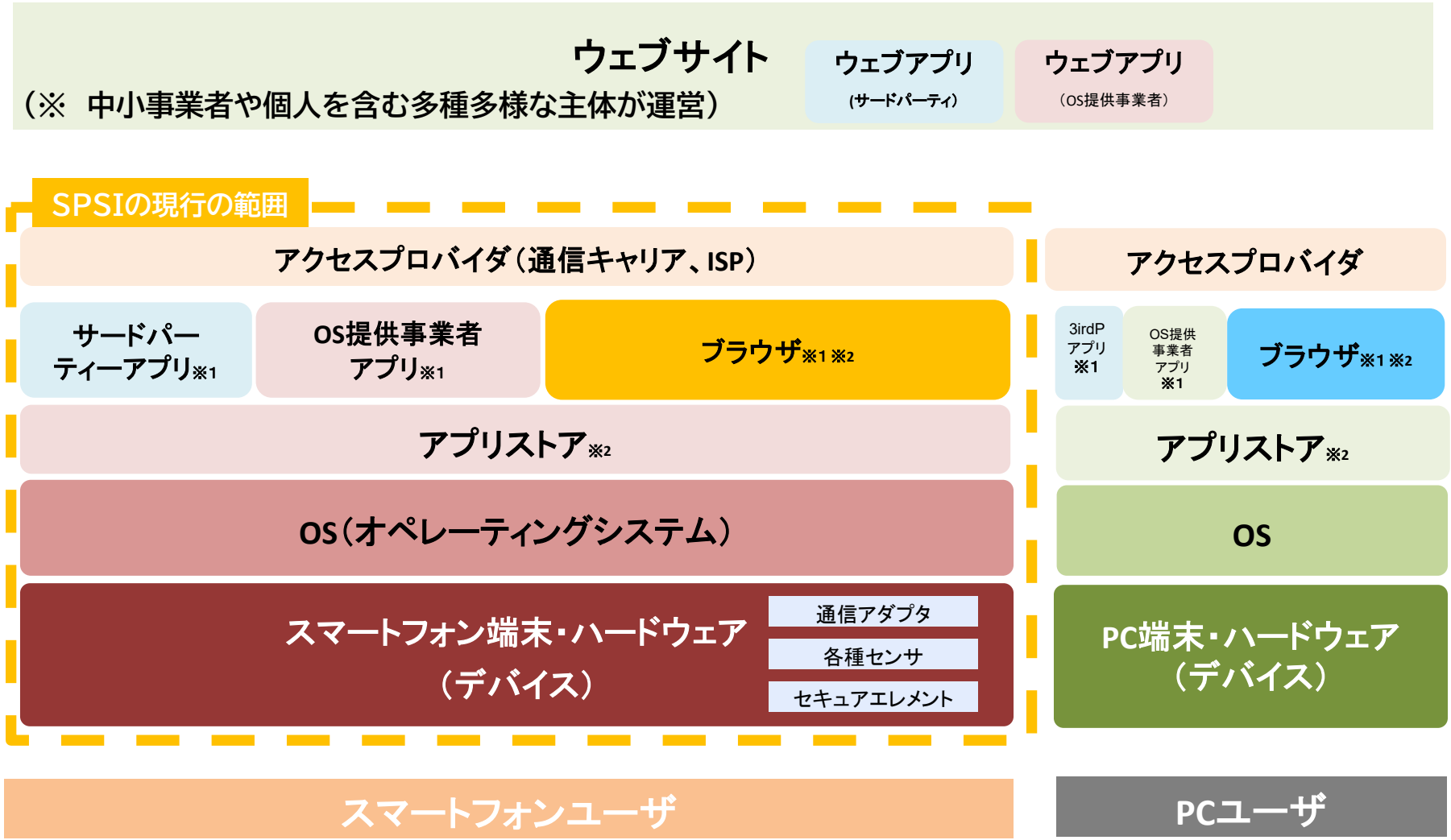

※1 常にアプリストアからインストールされるとは限らず、端末購入時にプレインストールされている場合や、アプリストアを介さずに直接インストールできる場合もある
※2 OS提供事業者によるものと、サードパーティによるものとがある

出典：利用者情報に関するワーキンググループ（第27回）資料（令和7年6月24日）

（参考）パブコメでのご意見（2025年7月5日～8月4日）

○　報告書でのご指摘の通りスマホアプリとブラウザにおいて利用可能な機能に差異はほぼなくなりつつあります。スマホアプリは、常時起動が可能であることや通信サービス機能が可能なこと、デバイス内の情報へのアクセスなど、スマートフォン機器とより密接な動作が行える点においては依然として多少の差異はあるものと考えます。SPSIがこれまで情報取得機能が充実したスマホアプリを中心に据え事業者の対応を整理してきたところから、あらためて一般的なウェブサイトをSPSIの対象にすることについては、ウェブサイト運営事業者のすべてが対象になることになり、報告書にある通り、様々な課題が出てくるものと思料します。例えば、スマホアプリ内に表示されるウェブサイトに限定する等の配慮が有効ではないかと考えます。【日本スマートフォンセキュリティ協会（JSSEC）】

○　ウェブサイトに関して調査、検討が行われたことを評価いたします。ウェブサイトはスマートフォンに限らず、さまざまなデバイスで利用されるものであること等から、SPSI の範囲を単純に拡大するのではなく、今後の課題として別途の対応が必要と考えられ、今後速やかに検討を行うことが適当であるとされたことに賛同いたします。
【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

○　利用者の視点からすれば、スマートフォンを安心して利用できることが重要であるから、ウェブサイトについても当然に含めるべきと考える。【一般社団法人 安心ネットづくり促進協議会】

○　ウェブサイトにおける利用者情報の取扱いについて議論する際は、多様なウェブサイト運営者に対する十分な説明を行うとともに、OSやブラウザに実装されている機能や利用実態、デフォルト設定や利用者が利用可能な選択肢等について調査し、それらを踏まえた上で具体的に検討すべきであると考えます。
【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】

○　「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」では、すでにウェブサイトも含む個人情報等の取扱いが示されています。今後、SPSIにウェブサイトにおける利用者情報の取扱いを記載する場合には、当該ガイドラインとの関係性を明確にするとともに、内容の整合性を図っていただくことを要望します。【KDDI株式会社】